

# 移動等円滑化取組計画書

近江鉄道株式会社

2019年12月25日

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

## I 現状の課題及び中期的な対応方針

### (1) 旅客施設及び車両等の整備に関する事項

当社の全33駅のうち2駅（彦根口駅及び新八日市駅）のプラットホームは、視覚障害者の転落等を防止するための点状ブロックが未設置となっている。また、プラットホームの内側であることを認識できるよう、内方線を設けた点状ブロックは33駅のうち23駅が未設置となっている。こうした現状を踏まえ、2022年までに全ての駅のプラットホームに点状ブロックの設置を完了させる。また、内方線を設けられていない点状ブロックについては、内方線付き点状ブロックへ順次取替えを推進していく。

### (2) 旅客支援、情報提供、教育訓練に関する事項

①ホームから線路を横断するための構内通路の間にスロープが無い駅を車椅子の方が利用できるよう持ち運び式のスロープを導入する。

②無人駅において、事前連絡により乗降補助の依頼があれば、近隣の有人駅などから係員が対応する仕組みを導入する。

③仕組みの導入にあたり、事前連絡のための連絡先をホームページや駅で告知することにより周知を行う。

④仕組みの導入にあたり、乗降補助の連絡を受けた際に係員が適切に対応出来るよう研修を実施する。

## II 移動等円滑化に関する措置

### ① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
彦根口駅 新八日市駅	プラットホーム縁端部にJIS規格に適合する内方線付き点状ブロックを設置する。(2019年度～2020年度)
八日市駅 近江八幡駅	プラットホーム縁端部に設置している点状ブロックをJIS規格に適合する内方線付き点状ブロックへ更新する。(2019年度～2020年度)

② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
持ち運び式スロープの導入	ホームから線路を横断するための構内通路の間にスロープが無い駅を車椅子の方が利用できるよう持ち運び式のスロープを導入する。(2019年度)
乗降補助サービスの提供	無人駅において、事前連絡により乗降補助の依頼があれば、近隣の有人駅などから係員が対応する仕組みを導入する。(2019年度以降)
障害者手帳アプリ呈示での割引適用とHPでの情報提供	スマートフォン向けの障害者手帳アプリの呈示により障害者割引運賃を適用することで、お客さまの利便性の向上に繋げるとともに、HPでもその旨を周知する。(2019年度以降)

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗降補助サービスの提供	乗降補助サービスの導入にあたり、事前連絡するための連絡先を当社ホームページや駅で告知することにより周知を行う。(2019年度以降)
障害者手帳アプリ呈示での割引適用とHPでの情報提供	スマートフォン向けの障害者手帳アプリの呈示により障害者割引運賃を適用することで、お客さまの利便性の向上に繋げるとともに、HPでもその旨を周知する。(2019年度以降)

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗降補助サービスの提供	乗降補助サービスの導入にあたり、乗降補助の連絡を受けた係員が適切に対応出来るよう研修を実施する(2019年度以降)

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

ご利用のお客さまなどから寄せられるバリアフリーに関する要望等を集約し、今後のバリアフリー化を推進する為に活用する。
---

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設 及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由

V その他計画に関連する事項

中期的な対応方針に記載された事項については、当社の中期経営計画に位置付けられている。

注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。